

函南町ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函南町広告掲載要綱（平成20年函南町告示第69号。以下「要綱」という。）に基づき、町がインターネット上に公開している函南町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載ページ及び位置)

第3条 広告を掲載するページは、町ホームページのトップページとし、町が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の規格は、1枠につき、縦60ピクセル×横120ピクセル、データ容量10キロバイト以内、G I F（透過G I F不可）又はJ P E G形式とする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり月額1万円とする。ただし、広告代理店による募集により広告枠を運営する場合の掲載料金は、この限りでない。

2 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した場合も、掲載期間の延長または広告掲載料の返還は行わない。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、3か月を1単位とし、12か月、4単位を限度とする。ただし、当該施行年度における月数が、3か月未満の場合その月数をもって1単位とする。

2 広告代理店による募集により広告枠を運営する場合は、12か月を限度として、広告を掲載する期間を定めることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 町ホームページへの広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する日の1か月前までに、要綱に規定する広告掲載申込書に広告の原稿を添えて申し込むものとする。

(掲載料金の納付)

第8条 要綱第8条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、

広告の掲載を開始する日の10日前までに、第5条に規定する掲載料金を掲載期間に応じて、一括納付しなければならない。ただし、広告代理店による募集により広告枠を運営する場合には、この限りでない。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告の内容、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料金は返還しない。

(掲載料金の還付)

第11条 要綱第15条ただし書による既納の掲載料金の還付を行う場合、既納の掲載料金の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間（その期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

(広告の変更)

第12条 広告主は、広告内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町と協議するものとし、第4条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

(リンク先の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先の変更を希望するときは、あらかじめ町と協議するものとし、町が指定した日までに町に届け出るものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第48号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。